

環境審査顧問会風力部会

議事録

1. 日 時：平成25年1月23日（水）9：56～12：45
2. 場 所：経済産業省本館2階 2東3共用会議室
3. 出席者：
【顧問】
河野部会長、日野部会長代理、渡辺部会長代理、川路顧問、近藤顧問、
村上顧問、山本顧問
【経済産業省】
田所統括環境保全審査官、櫻福環境審査班長、日野環境保全審査官、
渡邊環境審査係
4. 議 題：
 - (1) 前回議事録について
 - (2) 環境影響評価方法書の審査について
 - ①資源エネルギー庁 浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業
 - (3) 環境影響評価準備書の審査について
 - ①株式会社ユーラスエナジーホールディングス 蒲野沢ウインドファーム
 - ②株式会社ユーラスエナジーホールディングス 小田野沢Ⅱウインドファーム
 - ③株式会社グリーンパワーつがる ウィンドファームつがる風力発電事業
 - ④四国風力発電株式会社 僧都ウインドシステム発電事業
 - ⑤くろしお風力発電株式会社 津軽十三湖風力発電事業
 - (4) その他
5. 議事概要
 - (1) 開会の辞
 - (2) 配付資料の確認
 - (3) 前回議事録について、事務局より、平成24年12月18日開催の風力部会の議事録について部会長承認のもとホームページ掲載されていることについて説明し、了承された。
 - (4) 資源エネルギー庁 浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業環境影響評価方法

書について、事務局から方法書、補足説明資料の概要説明を行った後、質疑応答を行った。

- (5) 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 蒲野沢ウインドファームについて、事務局から環境大臣の意見及び青森県知事意見等の概要説明を行った後、質疑応答を行った。
- (6) 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 小田野沢Ⅱウインドファームについて、事務局から環境大臣の意見及び青森県知事意見等の概要説明を行った後、質疑応答を行った。
- (7) 株式会社グリーンパワーつがる ウィンドファームつがる風力発電事業について、事務局から環境大臣の意見及び青森県知事意見等の概要説明を行った後、質疑応答を行った。
- (8) 四国風力発電株式会社 僧都風力発電事業について、事務局から環境大臣の意見及び愛媛県知事意見の概要説明を行った後、質疑応答を行った。
- (9) くろしお風力発電株式会社 津軽十三湖風力発電事業について、事務局から環境大臣の意見及び青森県知事意見等の概要説明を行った後、質疑応答を行った。
- (10) 閉会の辞

6. 質疑内容

(1) 前回議事録（案）の確認について

<事務局より、平成25年12月18日開催の風力部会の議事録について、部会長承認のもとホームページ掲載されていることについて説明があり了承された。>

(2) 資源エネルギー庁 浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業 環境影響評価方法書

<事務局から環境影響評価方法書、補足説明資料について説明>

○顧問 ありがとうございます。それでは、質疑応答に入る前に私から、全体的にかかわることかと思しますので、この案件についてちょっとだけ質問をさせていただきます。

工事の工程もあるのですが、自主アセスの分と7MWが2基の分と、それぞれの方法書は、どちらも表紙が1月という方法書になっています。そうすると、予算の事業区分としては年度が違って、それぞれ違うものだという説明は承知の上であえて申し上げますと、アセ

スとしてはほぼ一体的に、実質的に行われるということになると、自主アセスの部分も含めて浮体の「超」のつく大きいほうですね。今回の案件の中で全部まとめてやったらどうかかと。それはできるのか、できないのか。あくまでも別々にやるのがいいのか、その辺は事務局としてどういうふうにお考えなのでしょう。

○経産省 方法書の5ページを見ていただきますと、まず、対象実施区域ということで今回7MWの法アセスということで太線で囲んであるわけですが、実質的には当然2MWの影響もみることになります。ただ、保全措置をどこでやるかという、例えば位置や工期をずらすとか、最悪ちょっと規模を縮小するとか、そういう対策はどこでやるかという、2MWではなくて7MW2基のほうで対応するという形になります。それは7MWが法アセスの対象であるということで、保全措置は7MWのほうでやるというふうに考えております。

○顧問 したがって、実質的には7MW2基の超大型の中で全部一応見るというふうに考えていいのですか。

○経産省 はい、そういう形になります。

○顧問 わかりました。

○経産省 それで、資源エネルギー庁と受託者のほうで今の点について何か補足説明するような点があればご発言いただくと有り難いのですが。よろしいですか。

○顧問 もう1点は、自主アセス分の工事というのはいつ着工になるのですか。

○経産省 2MWの自主アセス分については、25年度中に着工ということになります。スケジュールは、エネルギー庁又は受託先でご紹介いただけますか。私の承知している範囲では、今現在、環境影響調査をしておるといふふうに伺っております。

○事業者 資源エネルギー庁新エネルギー対策課の飯島と申します。今日はありがとうございます。25年度の浮体風車の設置時期ですが、現在のところ8～9月を予定しております。

○顧問 もう1点確認なのは、本日の審査の対象の分なのですが、工程が4月からになっていますけれども、4月からでよろしいのかどうかということですが。

○経産省 これは、福島県も非常に協力的でありますので、それからこのプロジェクトをうまく進めるためにコンソーシアムができております。コンソーシアムの中に関係省庁の連絡会という組織もできております。具体的には、漁業関係ということで農林水産省、又は環境関係では環境省、当然資源エネルギー庁、地方自治体ということで福島県、こういった行政サイドも含まれており、いろいろな手続、地元調整、予算関係などについて協

力して極力有意義かつ円滑に事業を進めたいということです。このように組織づけされておりますので、国の審査については世界市場を目指すとか、震災の復興とか大きな目的がありますので、そういった観点からできる限り迅速に進めたいということで、今後とも協力していくこととしております。

今の点について、何か補足するようなことがありましたらお願いしたいと思うのですが。

○事業者　こちらの線表で4月着工となっておりますのは、これは正確には着工というよりも浮体を工場ですとかドックで造り始める部分も含めてのスケジュールになっております。

○顧問　了解しました。それでは、質疑応答に入りたいと思います。先生方でお気づきの点等ございましたらよろしく申し上げます。

○顧問　質問です。補足説明資料の5ページに、これは牧草地ということでここと違いますけれども、その回答で、「対象事業実施区域及びその周辺が海鳥の餌場として利用されているかを調査した上で、当該海域が風力発電機設置により、餌場としての機能が維持されるかについて予測を行います」と。これは大変結構なことだと思いますが、要は、現在対象事業実施区域が海鳥の餌場として利用されているかということ調べるということですよ。よく言われているのは、浮体式の風力発電機とすると、後ほど漁業との関係でも述べられていますように、かなり魚類が居つくような方策をとるといっても言われて、例えば魚礁としての役割も果たすということになりますと、風力発電機を造ったことによって、そこを通過する鳥は大体魚食、魚を食べる鳥が多いでしょうから、逆に誘引する要素が出てくるのではないかというのが考えられるのですが、その辺に対していわゆるどこかほかで例があるとか、もしくはそういったものを調べたり、こういったところで魚が浮いてくるようなところではどのような鳥がどういうふうにして集まるとかいったことを調査する手法とか、そういったことを考えられていないかなということを知りたいのですが。

○経産省　委託先側から何かご回答できることがあれば、発言していただきたいのですが。

○事業者　現在日本国内でも、こちら以外に浮体式も着床式も含めて洋上風力の実証研究が並行して進んでおります。そういったところでも設置後のそういった海鳥あるいはその餌場、漁礁効果とかいったことの調査がなされていくと聞いておりますので、そういったところでの調査事例なども引用しながら評価していきたいと思っておりますし、浮体式に関してはほとんど例はないのですが、着床式に関してはヨーロッパなどで大変大型なも

のも含めて多数実績がございます。そういったところでの調査事例、かなり公開されているものが多数ございますので、そういったものの文献の整理などを行いながら本件の評価にも引用していきたいと考えております。

○顧問 済みません、今、海外に非常に多くの例があると言われたのはわかります。しかし日本の鳥はちょっと違ったりしますので、その辺十分配慮してください。

○顧問 今回は騒音関係というのは建設機械の稼働と施設の稼働、この2つについて水中騒音という形で予測評価を行うということになっています。それで、方法書の150ページを今ちょっと見えています。現地調査では10Hzから80KHzを対象とするということです。大気中では超音波に当たる部分まで至るのですけれども、それを対象として分析をして、それを恐らく使われて予測評価をするということが想像できます。そこで、一番下の評価の手法のところ「環境保全についての配慮が適正にされているかを検討する」と書かれています。この環境保全の対象としているのは何なのでしょう。具体的にいいますと、今80KHzまで考えられているということですから、海に生息する哺乳類ですね。イルカであるとかクジラ、あるいは魚類、こういうものを念頭に置かれているのかなと思って、ちょっとそれを伺いました。

○事業者 ご指摘のとおりでございます。海産哺乳類あるいは魚類といったものを対象に考えております。

○顧問 そうすると、これは146ページの別表5のところになるのですけれども、通常騒音振動というのは人に対する影響ということでマルがつくのですけれども、今おっしゃったように海に生息する哺乳類であるとか魚類であるということであると、これはどちらかという動物類に対する影響ですよね。だから、動物のほうで影響評価をするのか、あるいは騒音として影響評価をするのか、ちょっと悩ましいところではあるのです。確かに水中の音に対する動物への影響というのは、未知の部分がたくさんあるということは承知していますので、不確実なところがいっぱいあるかと思えますけれども、少しその辺を整理してみたらどうかと思います。両方で評価するというのも考えられるし、片一方にまとめるということも考えられるかなと、そのように思います。

○顧問 方法書の7ページにあります図ですけれども、これは本体のほうは2MW級基の図です。ブレードの長さ80mですから。これは、単に本体を7MW級基にすればよいのかどうかというのが1つ確認です。

それから、16ページのところに「工事用資機材等の運搬の方法」という表がありまして、

その下に参考項目として3点あるのですが、今回自主アセスであるので今回はここは見なくていいという解釈でよろしいのですか。

○経産省　今の16ページについては、ご指摘のとおり参考ということで、これについては自主アセスということですのでやらなくていいということになります。

それから、7ページでございますけれども、7ページは7MWのものそのものでございます。ブレードは約80mとなっておりますので、直径ということでは掛ける2ということで167mになるということで、この図は7MWのものという理解です。

○顧問　そうしますと、8ページが間違っているということですか。

○経産省　8ページは、ローター径が167m、これも7MWのもので別会社のものでIHIユニテッド（ジャパンマリンユニテッド）ですが。

○顧問　一番高い高さが245mなのか、そうではないのかというところなのですか。

○事業者　7ページと8ページの最大高さは、風車そのものの高さは同じでございます。タワーの高さとブレードの直径ですね。ただし、下につきます浮体の高さが異なるものがございますので、最大高さというのは8ページの243mに対して7ページのは異なっております。具体的には吃水の17m、それと海上面からの105mと80mを足したものですから、185の17で、203mという高さになるというものでございます。

○顧問　ありがとうございました。

もう1点コメントなのですが、ここは警戒区域に近いところですね。そうしますと、この工事全体が放射性物質の攪乱に関して影響がないのだということをちょっと評価というか、そういうことをちょっと調査しておいていただきたいという気がするのですが。

○事業者　警戒区域に近いというご指摘、現在は警戒区域ではございませんが、そこら辺の放射性物質の調査も参考としてやっていただくことにしたいと思います。

○顧問　自主アセスで変電所と海底ケーブルは1冊に入っているわけですね。今度の法アセスのほうでも同じものを使うということになるわけですね。それで、濁りに関しては、アンカーからの濁りよりもケーブルの埋設、どういうふうに埋設するのか知らないのですけれども、これのほうの影響は大きいのではないかなということが考えられますので、どうしたらいいかわからないのだけれども、この自主アセスは基礎的な研究をやるのが目的だということなので、いろいろ調査して欲しいなというのが希望です。

それから、濁りだけが対象になっているようですけれども、底質に、何もきれいなものが舞い上がるのなら問題ないと思うのですけれども、やはりどんなものがあるかというのは一応調べて、それで影響がないというのを出示していただければ。有害物質の問題ですね。お願いいたしたいと思います。

以上です。

○経産省 ありがとうございます。今後検討させていただきます。

只今の点について、答えられることができればコメントいただきたいのですけれども。

○事業者 ご指摘の点に関しましては、自主アセスの中でしっかり情報収集と調査を考えております。一応海底ケーブルの工法に関しましては水中ロボットを使いました機械埋設法というのですか、通常の掘削して埋める方法に比べますと海底面を液状化して自重で沈めていくような方法と聞いております。それで、通常のものに比べますと泥の舞い上がり等は非常に少ないと一応聞いておりますが、しっかりした調査をさせていただけたらと思っております。

○顧問 機械で振動させるのですか。

○事業者 水を噴射するような形です。

○経産省 海底ケーブルについては底質調査をすることになっていますよね。実証アセスのほうで。

○事業者 はい。

○顧問 関連して、海のことです。

○顧問 今まで発電所というのは岸边に造るものだったので、私どももちょっととまどっているところがあるのですが、海域の調査に関しまして既存の文献を引用されたということで、全部岸边のデータばかりです。本来は、沖合18kmあたりのデータをとらなければいけないということですから、漁業についてもその海面の利用はどうか、漁業者がどういうふうに使っているのかとか、海底には底びきもあるでしょう。だから表層、中層、海底の利用について聞き取りであるとかデータを集めて欲しいという感じがします。

それから、このあたりはもともとかつては沿岸捕鯨が盛んなところで季節と関係があるのですけれども、クジラの回遊にご注意いただきたいという気がいたします。

それから、今どきは哺乳類の調査というのはセスナでやるのでしょうか。普通は船でジグザグに走ったりして目視調査ですよ。方法が適切かどうかというのは、やはり専門家にお聞きになってデータをとっていただきたいと思います。

それから、ここの浮体は塗装するのでしょうか。恐らく鉄だと思うのですが、そういたしますと、船舶の場合はIMOの条約で付着生物の防汚に昔使った重金属の入ったものはもう恐らく禁止されていると思いますので、その辺のところをちょっとご留意いただきたい。船舶ではないものについても規制があるのかどうかは知りませんが、ご留意いただきたいと思います。

些細なことですが、44ページの上から7行目、第1文節の下から2行目ですが、
「勾配は0～50mで緩く」とあるのですが、これは1km当たりとかでしょうか。準備書のところできちんと書いていただきたいと思います。

以上です。

○顧問 可視領域の件で。視野角が0.775度未満で、景観的にはほとんど影響がないというようなことですが、どのぐらい影響があるのか。海域ですから、陸域よりも可視領域が広がるかと思えます。陸域でも60分の1度ぐらいまで可視領域となるようですが、それより広がる可能性があります。また、海上からみられるケースもあります。ですから、陸域だけでなく海上を含めて、有意義なランキングによる、視野角別の可視領域図を作成されると今後によりデータを提供することにもなるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○経産省 ありがとうございます。検討させていただきます。

○顧問 準備書を作成されるときまでに訂正して欲しいところがあります。118ページの一番下、道路に面する地域の環境基準の表ですが、これは全く間違っていると思います。テーブルの中の1段目と3段目はありませんので、削除。2段目のA地域の2車線以上の数字も全く違って、60と55になるはず。一番下も75ではなくて65、60。それから、右の119ページの一番上、これは特例ですが、数字がこれだと要請限度になっています。見過ごすところでしたけれども、もう一度環境基準の告示のところをみられたほうが良いと思います。ついでながら、自主アセスの冊子も全く同じようになっていましたので、訂正はきかないとは思いますが、指摘しておきます。

○経産省 大変重要な御指摘、ありがとうございます。事務局もしっかりと見るようにいたします。今の点、検討していただくということでよろしいでしょうか。

○事業者 はい。

○顧問 この辺は割に船舶の通行が多いところではないかと思うのですが、それについてはどう対処されるのでしょうか。

○事業者　ご指摘のとおり、本事業においては航行安全というのが非常に重要な意味を占めます。ですので、既に航行安全委員会というものを、これは海上保安庁様、専門の有識者の皆様、それとこの海域を利用する航運、海運、それといろいろなレジャーボート、漁業の方々が入った委員会を開いております。これは昨年11月から開いております、来月に第2回目を行うということで、並行して船舶の航行安全については十分な配慮を行って事業を進めていく予定でございます。

○顧問　私からちょっと1つだけ、質問というか。自主アセスの領域にかかわりますけれども、この評価項目の選定のところで生態系のところの理由書なのですが、難しいということはよくわかっているのですが、「藻場・干潟・サンゴ礁」というキーワードでそれに該当するかしないかという判定ができると思うのですが、それからいけばこの実証事業は該当しないだろうなというふうになるかと思えます。ただ、自主アセスのほうが生電線を持ち込んでいて、広野火力の横に藻場が近接していますね。これの取り扱いをどこまで見るかというのは慎重におやりになられたほうがいいかなと思いますので、それは自主アセスの中で水質の濁りとか工事との関係、あるいは藻場・干潟の直近を通ることになるかと思えますので、その辺はよく注意して対応されたらどうかなと考えます。

そのほかございますでしょうか。取りあえず事務局にお返しします。

○経産省　大変貴重なご意見、コメント、大変ありがとうございました。第2回の顧問会までに本日いただきました御質問に対する回答を書面で補足資料として提出させていただきたいと思えます。また、今回いただきました御意見につきましては、検討の上、準備書に反映する、又は実質的な調査に反映させていただきたいと思っております。自主アセスにおいても、できるところは極力反映させていただきたいと思っております。事業者の方、エネ庁の方、大変ありがとうございました。

(3) 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 蒲野沢ウインドファーム 環境影響評価準備書

<事務局から補足説明資料、住民意見の概要及び事業者の見解、環境大臣の意見、青森県知事意見、環境影響評価準備書に係る審査書（案）についての説明>

○顧問　ありがとうございました。補足説明資料の説明で特に追加することはありますか。

○経産省　今のところございません。既に送っているものと相違ございませんので、何

かご質問等があればお受けしたいと思っております。

○顧問　それでは、質疑応答に入りたいと思います。

どこからでも結構でございます。お気づきの点がございましたらお願いします。

○顧問　この青森県から出た意見については、何か反応をされるのですか。

○経産省　事務的な表現で意味がわからないとかいうことであれば、事務局から青森県の担当者に電話なりで確認することとしております。今のところ、事務的な連絡はすることになってはいますが、法的には勧告文を出すときに、この青森県知事からの意見を勧告文に添付して事業者あてに通知するというところのみです。したがって、青森県とのやりとりは事務的な連絡しかございません。

○顧問　かなり具体的に、例えば動物とか鳥について、まだちょっと方法がはっきりしないとか、こういうふうにしたらどうかということまで踏み込んで書かれていますけれども、例えばこういったものに対する事業者からの見解とかいうのはもうないということですか。

○経産省　青森県からの見解については、私どももどういった対応をするかというのは事業者から聞いてございます。その対応の状況をもとにして勧告文を発出する予定になっております。また、本日の顧問の先生の意見を踏まえてこれから事務的な審査に入ります。事業者側が同席しておりますので、そこら辺の対応をもうちょっと補足していただければ有り難いと思います。

○事業者　青森県さんの審査会に出席しておりまして、その結果出されました今回の知事意見に対しては、事業者見解という形で、ご意見に対しての見解をつけて別途評価書を取りまとめる前にご報告の上、相談をすることとしております。

○顧問　私から確認なのですが、これはそもそも評価項目が選定されていないものを追加で調査しなければいけないということになってはいますが、改めて確認なのですが、追加調査を改めてやった上で評価書を、要するに新しい制度のもとでの評価書というものを出し直すということによろしいですね。

○事業者　その御理解で正しいです。

○顧問　今配られました差し替え版の補足説明資料の19ページをちょっと今見えています。その19ページの一番下のところは、これは空気吸収の影響についていろいろ対応していただいているので、これはいいと思います。ちょっと確認だけをさせていただきたいのですが、けれども、「ISO9613パート1により空気吸収を計算します」と書かれていますが、「その

規格に記載されている計算式」が使われるということによろしいですね。

○事業者 はい。

○顧問 それから、年間平均温度、平均湿度というのはそれなりに筋が通るということで、それは必須で僕はいいと思っています。そのあとの「伝わりやすい条件」というのはどういうふうに設定していいのかわからないかもしれません。まず、基本的には年間平均温度・湿度を設定して予測するというものですから、風力発電の音も年間平均でどうなるのだという考え方が基本にあります。そのほかに、日によって空気吸収の影響は変動していくということなので、音が伝わりにくくて聞こえない日もあるかもしれないし、逆に聞こえやすい日もあるかもしれないということです。そこで、音が伝わりやすい日には、音がどれくらい大きくなるかということもあわせて評価してくださいという主旨なのですね。ここに一応書かれているのは、「上記地点の気温と湿度の組み合わせ」ということですが、多分これでもいいかとは思っています。このほかの考え方としては、季節平均の温度・湿度という考え方もありますよね。つまり冬、夏、秋、春の4つの季節平均値から選ぶ方法ですね。それから、もう1つは、日平均温度、日平均湿度というものを365日分一応求めておいて、その中で最も伝わりやすい日があれば、その条件で予測してみるという方法もあります。ただし、そういう状況は全体の何%ぐらいしか占めていないよということをおけばいいのかなと思います。私のお勧めは日平均で考えるという方法ではありますが、実態を反映できるならば、このままでも別に構いません。音の伝わりやすい条件を設定していただくことには変わりないので、いいと思います。以上、私からのコメントということで伝えさせていただきます。

○顧問 補足説明の15ページの13番の項目で、工事に伴う大気質の影響及び騒音予測を記載することということで、建設機械の稼働はしなくて、資材の搬出入に伴う予測はしますということなのですが、その場所に関してはまだルートが決まっていないということなのですが、これはどういう手法でやろうとしているのか教えていただけますか。

○事業者 ルートが決まり次第、そのルート沿いにあります家屋付近でまず現況の測定をしたいと思っています。その上で、予測評価に関しましては工事関係車両の増分につきましてNOxマニュアル等を参考に定量的な予測評価をしたいと考えております。

○顧問 ありがとうございます。本来そういうこともちゃんと記載していただくと有り難いです。

○顧問 補足説明資料の23番で、水の濁りの対策のところなのですが、河川・湖沼等の

類型指定についてお答えをいただいていますけれども、それはAとかBとかの指定が書いてあるだけで、現況は実際にそれがどうなのか。例えば75%値がどうで、クリアできているのかとか、その現状について知りたい。今でなくても結構ですがお考えいただきたい。

それから、近傍の河川で、例えばこの野牛川というのか、あと伊坐崎川というのか、この2つの川への影響について、地形の問題とか分水嶺がどうなっているか、そういうことを配慮して記述をしていただきたい。類型指定がないけれども、BOD等に関して老部川に測定地点が設けられていますというお答えをいただいていますけれども、この川はどこにあるのですか。この準備書の33ページのところを見ても老部川というのは出ていないような気がするのだけれども、これは一体どこの川なのでしょうね。参考になるような場所でしょうか。

○事業者 今回の補足説明資料に書いておるのですが、23番の項目の下のところに書いておられますのは確かに指定の状況だけなのですけれども、そのページをめくっていただきまして、次のページに、現状で資料等で把握できました近隣の水質の測定状況につきましては添付させていただいております。こちらに書いておられますとおり、近隣の海域のデータはあったのですが、先ほど御指摘いただいた川も含めまして、この近傍での河川での測定結果というのは既存の資料ではみつきりませんでして、記載できておりません。このあたりは、先ほど先生がおっしゃったように分水嶺とか、あるいは工事区域との関係を整理しまして、これにつきましては既存のということではなく、こちらの調査としまして水質の状況の把握をしたいと考えております。

○顧問 お願いします。

それから、指定がないというのは、その指定をする必要がないぐらいもともと人の影響とかがないきれいなところなんだよという意味なのです。だから、指定しなければいけない、守りなさいよというのは、人がそこを汚す可能性があるところなのであって、もともと非常にきれいで人が影響を与えないような場所だから、それは心して是非よい数字をとってください。

○事業者 今のお話で、準備書の3ページのところの全体の図面を見ていただいて、これは老部川ですけれども、丘陵と書いてあった右側は事業区域から大分離れている場所になります。

○顧問 そうですか。わかりました。それほどきれいなところなのだと思いますね。

○顧問 可視領域の図面を拝見しているのですが、視野角の大きさによるランキングが

なされていないですよね。補足説明資料の62ページです。これは是非入れていただきたい。青森県知事さんから客観的な評価をというように書いてございますので、有意義なランキングに基づいて、適切な調査地点を選定し、解析を加えていただきたい。

それから、風車の色彩が全部灰白色に統一してございます。今、私はたまたま197ページの図を拝見しているのですが、この上の図と下の図は光線の当たりぐあいに違いがあるかと思うのですが、これを比較しますと上の図では随分寒々しいといえますか、そんな感じを抱くおそれもあるのではないかと。全部灰白色に統一するのではなくて、一部の明度を下げて、こんなに林立して見える状況でないような形にさせていただく。あるいは、全部の風車の灰白色の明度をぐっと下げて目立たないようにする…、そんなことをお考えいただくと有り難いかと思います。もちろん見せる場面、これは見せたいのだというようなお考えであれば、それはそれで結構なのですが…。ご検討をお願いしたいと思います。

○経産省 ありがとうございます。ランキングというのは、例の視野角1度、5度、10度の件でよろしいでしょうか。

○顧問 ええ。そうです。が、それも、必ずしも1度、5度、10度でよろしいのか、その地域の状況や景観要素全体の配置等によって違ってまいりますので、説得力のある視野角のランキングづけをして欲しいということでございます。だから、一律にというわけにはまいらないかと思えます。

○経産省 そうすると、今の補足説明資料78ページですけれども、一応視野角ということでオレンジのものが視野角10度、黒線が視野角5度というふうにしたのですけれども、一番最後のほうでちょっとわかりにくかったので、大変申しわけありません。

○顧問 ああ、そうですか。いずれにしても、意味のある、視野角のランキングづけを行い、それに基づく解析をしてほしいということです。青森県知事が調査対象地ごとに特性が打ち出せるようなことをおっしゃっていますので、その点からもよろしく願います。

○経産省 はい、了解しました。ありがとうございます。

○顧問 私からちょっと確認といえますか、念を押させていただきますが、補足説明資料の28、29ページにかかわるところでございます。これは、ずっとほかの案件も恐らく共通のこういった図が出てくるかと思いますが、生態系を調査するに当たって調査の内容と解析というふうに分かれています、例えばノスリにしてみると、生息状況、餌の種、植生があって、解析はこういったことを解析し、予測評価していきますと。最終的に相関植

生に応じた形でやるということになると思いますが、それだとちょっとまずいですよということは何回も申し上げております。例えばノスリにしてみますと、生息状況というキーワードの中にはどういった調査を入れるのかということです。餌種の調査は、どういうものを対象にどういった調査をするのかというのがこれではわからない。例えば解析するとき、今までの生態系の調査では動植物相の調査のデータをもとに植生図と重ね合わせてということをやっているわけです。それは生態系の調査をしたことにはならないということは何遍も申し上げておりますので、新たにここで生態系の調査をするということになったら、やはりノスリはノスリで行動圏、何を食べているか。食べられるものの行動圏というものを確認しながら、それで解析のところでレイアウトをオーバーレイしていくという考え方にもっていかないと、動植物相の相の調査のデータをもとに重ね合わせていって好適区分というのを作っていくというやり方だと、ただの面積の評価にしかならない。質の評価は全然できていないということになりますので、いわゆる定量的な評価はできていないという話になりますので、ご注意ください。これは小田野沢についてもそうだし、ほかの地点でもこの図面がずっと出てくることになると思いますので、そこをよく検討、ご留意いただきたいということでございます。

○経産省　　ちなみに、今ご指摘いただいた28ページの表がございましたけれども、その下に1ぽつ、2ぽつとあるのですけれども、この1ぽつのところが多少関係するのかなと思っ
ているのですが、これをもうちょっとより充実するというご指摘ととらえてよろしいでしょうか。

○顧問　　例えば、主要な餌であるネズミ類の生息調査となっていますけれども、ノスリの餌の構成というか、時期によってどういうふうになるのかとか、そういったものをあわせて考えていかないと、ネズミだけを調査すればいいという話ではないですよ。ネズミはどこに分布するのか、どのぐらいの密度でどういったところに出てくるのか。そのネズミをノスリはどこでとっているのかというデータもないと、いわゆるノスリを注目種とした生態系を評価をしたことにはならないですよ。それから、例えば次のページのノウサギで、植生と生息状況、出現地点、植生区分となっていますね。生息状況といっても、ノウサギの行動圏というのは大体どこなのか。何を食っているのか。餌は季節によって変わってくるでしょう。夏場と冬場では違うでしょう。その餌はどこに分布しているのかという調査をしないと、ただ単にノウサギがこういう植生のところでみられたから、落葉広葉樹林に均等にみられるという仮定のもとで計算をしてしまうと本当の評価にはなりません

ということを何回も申し上げています。その辺を注意していただきたいということです。今いったようなことをやっていただければ好適区分図というのは自然とでき上がってくることになりますので、定量的な評価ができてくるという形になると思います。

○経産省 はい。大変ありがとうございました。

事業者の方、よろしいでしょうか。

○事業者 この後、また1週間程度で変えさせていただき補足説明資料の修正版のほうでそのあたりを具体的にきちんと書き込ませていただきます。

○顧問 もう1点、追加で。全ての案件に共通なので。細かい図面を出していただいているのですが、解像度が悪くて、もうちょっと高い解像度で、PDFで例えば200%くらいの画像にしたときにぼけない程度のものを用意して欲しい。拡大して確認しようとするので、できるだけその辺をご留意いただきたい。

○経産省 了解しました。極力みやすいように努めさせていただきます。大変失礼いたしました。

○顧問 ほかにはございますでしょうか。

ほかの地点も共通だと思えますけれども、尾根筋に管理用の道路を新たに造ることになりますので、切り面、法面というのは相当量出るはずですね。地点によって違いますけれども、何がしかの切り面、法面というのは、斜面の角度等によってはかなり大きな面を切る、あるいは押し出すという形になりますので、遠くからみた場合に山肌があらわになるという視覚的な問題も出てくるかと思えますので、その辺の対応ということも十分検討されて評価書に書き込んでいただきたいと思えます。単純に景観というのは風車の視覚だけの問題ではなくて、切取法面ができ上がるという、山肌がしばらくの間裸の状態が出てきたりする。距離、総延長が大きいと結構目立つことになりますので、その辺も含めて景観をご検討いただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。では、取りあえずここで締めさせていただきます。

○経産省 大変ありがとうございました。

(4) 株式会社ユーラスエネルギーホールディングス 小田野沢Ⅱウインドファーム 環境影響評価準備書

<事務局から補足説明資料、住民意見の概要及び事業者の見解、環境大臣の意見、青森県知事意見、環境影響評価準備書に係る審査書(案)について説明>

○顧問 蒲野沢とほぼ同じような類似の地点と思いますけれども、特にお気づきの点がございましたらお願いします。蒲野沢でいろいろ意見が出たものを参考にさせていただければ、小田野沢も多分自動的にでき上がると思います。

よろしゅうございますか。では、一旦事務局にお返しします。

○経産省 ありがとうございます。

蒲野沢と小田野沢について、只今いただきましたご意見につきましては、できる限り補足説明資料として先生方にお送りさせていただきます。できれば事業者の方、大変恐縮なのですけれども、1週間以内にまとめて当方に送っていただけるようにご協力をお願いいたします。

以上で蒲野沢と小田野沢の準備書の審査については終了させていただきます。事業者の方、大変ありがとうございました。

〈休憩〉

(5) 株式会社グリーンパワーつがる ウィンドファームつがる風力発電事業 環境影響評価準備書

＜事務局から補足説明資料、住民意見の概要及び事業者の見解、環境大臣の意見、青森県知事意見、環境影響評価準備書に係る審査書（案）についての概要説明＞

○顧問 ありがとうございます。

駆け足でございましたが、補足説明資料も皆さん既にごらんになられているということで、質疑応答に移らせていただきます。先生方でお気づきの点がございましたら、お願いします。

○顧問 沈砂池、濁水防止なのですけれども、これは非常に透水性がいいところだから特にそういうものを設けないと。たしか地面に吸収させるという書き方になっていますよね。現況は平地・耕作地で透水性の高い土質であるというお答えをいただいているのですが、やはりどんな土質だから大丈夫という根拠のある書き方が欲しいなという気がするのです。準備書には表層土質図というのはあるのですけれども、そういうものを引用して書いていただかないと本当に沈砂池を設けなくていいのかという疑問が起こりますので、書き方を少し丁寧をお願いしたいと思います。以上です。

○顧問 この補足説明資料で最後の方ですけれども、要は、南半分のところが鳥に対す

る影響が大きいということで、ここに説明として「設置基数や配置の変更などの見直し等により、渡り鳥の移動経路等への影響の回避を検討いたします」と書いていますが、これはもう大分データも出ているので、大体もう結論というか、そういう案が出てもいいような気がします、いつごろ出されるのか。もうこれは評価書でということになるのでしょうか。

○事業者 いろいろな方面からご意見をいただいております、必要に応じて追加の調査などもして、それも加味した上でどのような移動が適切かということを検討して最終的には評価書に盛り込む予定でございます。

○顧問 まだ結構時間がかかるんですか。

○事業者 はい。

○顧問 海が非常に近いけれども、海域の評価をしないような書きぶりになっています。恐らく濁水が全部浸透してしまって川とか海へ運ばれないのだということでしょうけれども、それも論理的に書いておいていただかないと、海の近くなのに何で海域の評価をしていないのかという疑問をもたれる方がいると思うので、具体的な説明をしておいてください。

○顧問 補足説明資料12ページの水質関係の回答のところなのですが、2番目の欄では「濁水対策等を明示する必要性を勘案し…濁りを評価項目として選定します」と書いてあって、その上に、これはよく意味がわからないのだけれども、「現況は平地（耕作地）で透明性の高い土質で」とはどういう意味ですか。透水性ですか。

○顧問 透水性ではないのかなと思うのだけれども。

○顧問 ちょっとこれは意味がわからなかった。沈砂池は、「土砂流出対策はしません」ということで、この回答も下の答えとうまく合っていないなという印象をもったのですけれども。

○経産省 事業者の方、只今のコメントを聞いていて回答はよろしいですか。

○事業者 今のご質問に対しては、場合によってはいろいろヒアリングしながら十分な調査といたしますか、した上での回答とさせていただきます。

○顧問 別紙14を拝見しています。これをつけていただいて大変有り難いのですが、これが先ほど来申し上げている1度、5度、…のランキングで済むのかどうかという問題があるので、その辺の再検討をまずお願いしたい。

本編の366ページなどでは、「圧迫感を覚える」とか「違和感を覚える」という記述がご

ざいます。そして、ここでは、物すごく多くの風車が林立してございますよね。これだけのものが全て灰白色でよいのか。これは目立ちますよ。例えば「山笑う」春の季節を迎えたとき、林立する風車はその「笑み」を妨げることになりはしないか…。風車全部を灰白色にするのではなくして、幾つかはグレーをぐっと黒めにするとか、場合によっては植栽などによって、風車の見え隠れする状況を設えるとかの工夫が求められます。なお、これに関連しては、イの亀ヶ岡公園の記述のところで、植栽があるので集落から風車がよく見えないという記述がございます。可視領域図においても、こういう状況などが反映されると大変よろしいのではないかと考えられますので、よろしく願います。

○顧問 ありがとうございます。今後検討させていただきます。

事業者の方、何かコメントありますでしょうか。よろしいですか。検討していただくということで。ありがとうございました。

○顧問 細かいことで恐縮ですけれども、準備書の中でもしかしたらどこかに書いてあるのかもしれませんが、ちょっと教えて欲しいのですけれども、まず、112ページ、粉じん等の評価手法のところですが、ここで気象として5番目のところで地上59mと10mの気象観測をやられたという記載がありますけれども、10mが使われたのはわかったのですが、59mの風も使われているのでしょうか。

○事業者 今回のこの準備書の中で実際の測定をやったものが6月の1カ月間ということでございまして、その期間以外の年間の予測をする際に、10mのデータが1カ月しかないので、それを補完するために、実施区域内で別途とっている年間のデータを使ってデータを補完するような形で評価しています。

○顧問 場所が記載されていないのですけれども、これは地図上でどこになるのでしょうか。

○事業者 済みません、準備書の中にはその位置を記載できていませんでしたので、別途図示するようにいたします。

○顧問 それから、その補完の手法をどうしたかというのは記載されていますか。

○事業者 その点も具体的に記載できていませんので、記載するようにいたします。

○顧問 それから、もう1つが粉じんのところですが、116ページの建設機械の稼働のところで面整備事業評価のやり方でやられているのですが、その前のところの道路のところはAというものの諸元が書かれているのですが、ここで117ページの下にありますラージA、降下煤塵の発生源の面積等が書かれていますが、これはどう設定されたかは

どこかに書かれていますか。

○事業者 済みません、確認します。

○顧問 そのときに、具体的にこの評価地点というのが図の94ページにたしか書かれていたと思うのですけれども、どこの工事機を対象としてこれを評価したかというのをちゃんと記載しておいていただきたいのですが。以上です。

○経産省 ありがとうございます。只今指摘いただきました59mの場所の図示、補完方法等についてご検討して、補足説明資料としてできるだけ早目に提出していただけますでしょうか。あわせて評価書に反映するのであれば、その旨記載いただければと思います。

○顧問 ほか、ございますか。

環境大臣意見で、南側の領域については回避を求めています。具体的にどこを回避するとは書いていないのですけれども、全体的に見ると南側の領域が全面的に見直しが必要という意見が出ていますので、その辺具体的にどういう考え方で、どこをどの程度回避するのか、調査結果に基づいた上での判断になるかと思えますけれども、その辺しっかりと書き込んでいただきたいと思えます。

○経産省 今の点、事業者側からコメントすることがあれば。では、検討するというところでよろしいですか。

○事業者 はい。

○顧問 先ほどの案件で、水の濁りを評価項目に選定しますというのですけれども、この準備書の90ページの表を見るとまだバツのままですよね。これはバツでいいのですか。

○事業者 準備書の段階では選定していなかったものですので、今回これを追加するという意味で補足資料に書かせていただきました。

○顧問 ほか、よろしゅうございますか。

では、取りあえず一旦ここで締めさせていただきます。ここの補足説明資料ではやりませぬと書いてありますので、しっかり検討してください。

○経産省 補足説明資料でやりませぬということについては、事務局が責任をもって評価書に反映するようにチェックいたします。場合によっては、技術的又は専門的な分野で事務局として難しい点がありましたら、また顧問の先生方に個別にご相談させていただきたいと思えますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事業者の方、どうもありがとうございました。補足説明資料をできるだけ早くお願いいたします。できれば1週間以内に提出いただくと有り難いと思えますので、ご協力のほど

よろしく申し上げます。

(6) 四国風力発電株式会社 僧都ウィンドシステム発電事業 環境影響評価準備書
＜事務局から補足説明資料、住民意見の概要及び事業者の見解、環境大臣の意見、愛媛県知事意見、環境影響評価準備書に係る審査書（案）について説明＞

○顧問 ありがとうございます。先生方でお気づきの点等ございましたら。

○顧問 今の知事意見をもとにして事業者にお伺いしたいことがあります。確認です。知事意見の2ページ、(6)の(イ)、回折効果云々ということが書いてあります。回折効果というのは影に音が回り込むという現象のことであって、そもそも影というのは真っ暗で光も音も行かないという考え方なのだけれども、波動の性質として回り込んでいくということです。影に回り込むだけ音が上がるといったら表現がおかしいのですけれども、真っ暗なところが少し明るくなる、つまり音がゼロではなく少し大きくなる、そういう意味ですよね。知事意見に書かれているのは、「視認できないとされる僧都地区」ということは、つまり影になっている部分について、「回折効果により低周波音が影響を及ぼすことが懸念される」と書いてあるのですけれども、この地区の影の部分について回折効果は計算しているのですか。

○事業者 ちょっと恐らく誤解があるのではないかと思っているのですが、予測のそもそもの条件としましては、今は回折効果は全く考慮しておりませんでして、いうなれば風車が全て予測地点に見通せる状態で、安全側の観点で予測評価をしております。したがって、この回折効果をこれからより現実に近い状況という意味合いで追加して評価することになりますと、恐らく予測結果は今の値よりも下がってくるのではないかと思います。

○顧問 わかりました。確認としては、この地域は影になっているのだけれども、影ではないという前提で高目に予測をしているということですね。ですから、影にして計算をすともっと静かになってしまう。今は高目の予測をしているということですね。わかりました。

○顧問 ほか、ございますか。

回折効果の話は、必ずしも減衰だけではなくて、場合によっては増幅というケースもあり得るのではないかと思います。地形によっては反射して集中するということもあり得るので、必ずしも単純に高目に予測しているからいいというのではなくて、確認はされたほうがいいと思います。

○顧問 そのとおりで、複雑な地形で谷筋とかに行くと本来は自由に広がっていく音が、谷筋の多重反射の影響を受けて、減衰を余りしないで伝わっていくことも確かにあります。したがって、今の計算方法で安全だとは必ずしも言えないことは確かなのですけれども、谷筋を伝わる音を3次的に、かつ波動的に計算を行うというのは非常に難しいことになります。もし、その影響まで予測するならば、縮尺模型実験等の物理実験をやっていかなければいけなくなってしまいます。その辺の判断は非常に難しいところなのですけれども、ここの箇所、そこまでやる必要があるかというのはちょっと検討する必要があるし、私はそこまではやらなくてもいいのではないかなと思います。ただし、場所によっては地形の影響を考慮する必要があることもあると思いますけれども。

○顧問 今の先生のご意見を参考にさせていただいて、私の意見も、こうやったからこれで安全側で評価しているよというふうに言い切れるかどうかということはよく念頭に置いた上で評価書に仕上げさせていただきたいという意見としてとらえていただければと思います。

○経産省 ありがとうございます。いずれにしても、騒音・低周波につきましては不確実性があるということで、事後調査をやることになっております。できれば事後調査よりももう少し積極的な対応ということで、事業者みずからが行うモニタリング、環境アセスでは環境監視計画というのがございますので、環境監視計画で早目に、何か問題があるのであれば早くとらえるということも大切です。環境監視計画とか、又は先ほど出ている法令に基づく事後調査といったものをうまく組み合わせて、なるべく問題のないことを早目に確認するとともに問題があれば早目に確認して対策をとる、保全措置につなげるという取り組みをしていただくと大変有り難いと思いますので、十分ご検討いただければ幸いです。

○顧問 濁水なのですけれども、愛媛県知事意見はなかなかいいことを言ってくれていて、みずみちが変わるというのを。これは前にも申し上げたと思うのですけれども、雨が降ったらその半分以上は普通は木の表面から大気の中に放散されたりしていくわけですよ。その分がなくなれば全部地表を流れるということになって、木を伐採したりするとみずみちが必ず変わります。だから、それについて大変気をつけていただきたいということと、その近傍の僧都川なんかには類型指定がないということ。これも先ほど申し上げましたけれども、それだけもともときれいな川であるということです。ですから、ここの知事意見についてはかなり慎重にご配慮いただきたいと思います。

○顧問 私からもちょっとお願いなのですが、景観の視覚で、視覚領域がどうのという

角度の問題をやっていますけれども、基本的に現地もみせていただいたところで見ると、管理も兼ねたアクセス道路を新設することになります。斜面との関係で、結構切りとり面ができるということになりますと、単純に風車の視覚上の話だけではなくて工事に伴う、要するに道を造ったことによる山肌の露出という景観上の問題がかなり大きいのではないかと思います。現地でも説明いただきましたけれども、風況がかなりよろしいと。現地調査の途中の工事現場を見ていた感じでは、場所によっては山を切り取って、林を切り取ったところの、いわゆる林側が枯れ上がるという現象が起こっていますので、新しく造る管理用道路、アクセス道路の設置に伴って、場所によっては風況がいいがために、林縁の後退という現象が起こる可能性がありますので、余りそういったことがクレームの対象にならないように配慮していただきたいということをあらかじめ申し上げておきたいと思いません。

○顧問 それに関連しまして、修景緑化、防災緑化についてはくれぐれもご配慮をお願いします。

○顧問 よろしいでしょうか。

いろいろと意見がたくさん出ていますので、それを配慮していただければよい評価書ができるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

取りあえず事務局にお返しします。

○経産省 どうも大変ありがとうございました。

今、部会長から現地調査云々という話が出ました。現地調査というのは昨年11月28、29日、隣の西伊予風力と僧都を現地調査いただきました。その際に顧問の先生から非常に詳しい具体的な心配の点とか具体的な対策を、いろいろと長時間にわたってご助言いただきました。それが議事録として残っておりますので、是非その中で環境保全に使えるところは十分検討して環境保全につなげていただければと思っておりますので、これから評価書まで大分時間がございまして、十分ご検討してください。よろしく願いいたします。

それでは、事業者の方、大変ありがとうございました。

(7) くろしお風力発電株式会社 津軽十三湖風力発電事業 環境影響評価準備書
<事務局から補足説明資料、住民意見の概要及び事業者の見解、環境大臣の意見、青森県知事意見、環境影響評価準備書に係る審査書(案)について説明>

○顧問 ありがとうございました。大分厳しい意見が出てございまして、現地調査の際

にもいろいろと意見が出ていたところだと思います。先生方でお気づきの点がございましたら。

○顧問 直接は大きな問題ではないのかもしれませんが、補足説明資料17ページに生態系の上位性注目種でチュウヒを選んでいますが、そのほかにタヌキ、キツネというのが一番上にあるのですけれども、タヌキとキツネは完全な肉食性ではないことから上位性の注目種として選定しないという理由が書いてあります。しかし先ほどの準備書ではキツネを上位種として選んでネズミの分布とか何とか等を考えるということを出していたようですが、その整合性というか、生態系としてキツネを選ぶこと自体がどうなのかということをお聞きしたいのです。私の知識の範囲内ではキツネというのはやはり調査するのはかなり難しいと思うのですよ。だから、簡単にキツネの行動圏なりキツネの分布なり、それとネズミのものとの照合というのは単純にできるような問題ではないと思うので、先ほどちょっと質問しそこねたのですが、今回のこれでキツネは選ばずにチュウヒを選んでいるということとの整合性がとれていないような気がしたので、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○顧問 ウィンドファームつがるで選んでいますね。その前の資料4-3-2で。

○顧問 ウィンドファームつがるでしたっけ。

○顧問 先ほどは、つがるではキツネを選んでいますね。だから、その調査が難しいとかいうご意見もありますけれども、この理由でキツネを選ばないという理由はちょっと通用しないのではないのでしょうか。調査はいろいろ工夫すればやれるわけですから、鳥と哺乳類を選んでも別におかしくはないと思いますけれども。選択しない理由がこういう理由というのは、再検討されたほうが良いと思います。

○経産省 今の点について、この地点はいろいろと問題がたくさんあるということで、地元からの要望もいろいろあるようです。推進で建てて欲しいというご意見もあります。そういうことを踏まえて、やはり環境に与える影響を最大限低減するという観点から、事業者は1年かけてしっかりやりますというふうに聞いておるのですが、このあたりの現状の検討状況をご紹介していただいたほうがよろしいかと思えます。

○事業者 まず、野鳥のことにしましては、追加調査のほうですね。今回も準備書に向けまして調査はしてまいったのですけれども、それよりもさらに詳細に追加調査をしまして、さらに今回の環境省からのご意見で挙がっていましたマガンの生活の様子とか、そういうところをもう少し詳細に追加調査してまいりたいなと考えております。

あともう1つが、環境省から衝突数が777羽という数字も挙がっておったのですけれども、こちら回避なしの数字が挙げられました。ですから、こういったマガンの生活とか、あとは回避の様子とか、そういうところも踏まえましてもう少し、この1年間ぐらいかけて詳細に調査をしてまいりたいなと考えております。

○経産省　　したがいまして、上位性ですか、生態系のところでキツネ云々という話が出ましたけれども、これについてももう一度見直していただいて、場合によってはキツネも上位種ということでやられる可能性もあるということの理解でよろしいでしょうか。

○顧問　　必ずしもキツネである必要はないのだけれども、よく検討して下さい。ただ、この理由でキツネを外すというのはちょっと理解しにくいなということですから、よく検討していただきたいと思います。

○顧問　　補足説明資料の64ページを拝見しているのですが、これですと5度以内は見事に外れていますよね。5度とか10度以上のところも是非スタディーしていただく必要があります。

それから、こういうことを申し上げていいかどうかなのですが、この5度とか10度のところはむしろ近代的な田園景観を造るといった観点からもスタディーされたいかがかなと思います。地元の方が賛成になれば、場合によっては大変迫力のある風車景観が創造できると思いますので、そんなこともあわせてご検討されたら如何かと思われます。

○顧問　　先ほどもどこかで申しましたけれども、6ページの2ぽつの大気質、騒音の振動関係の補足説明資料ですけれども、回答は「評価書に記載いたします」と書いてありますけれども、現段階でどういうことを具体的にやろうとしているのかということもちゃんと記載していただきたい。

○顧問　　補足説明資料3の水質関係のところですが、濁水に対する対策を非常に丁寧に書いていただいて、特に処理能力まで書いていただいたのは初めてだと思います。大変評価をしております。その周辺の河川あるいは湖沼の状況について表も出していただいて丁寧なのですけれども、「BODについて環境基準を達成します」と書いてあるけれども、BODは関係ないですね。風車の場合に有機質が出るわけではないし、工事だって恐らく粘土質のものが出るということなので、BODのことは関係ないので、濁水、SSについての情報が大事なのです。評価して記述をするようにしてください。

○顧問　　ほか、よろしいですか。

現地でわかったことなのですが、いわゆる保安林のところに風車を建てるということで、

台船を使うとか使わないとかという話もありましたけれども、工事対象区域が十三湖の土手の外側ではなくて内側になりますか。

○事業者 内側です。

○顧問 台船を使うようなことはしないで、丘側から全部工事ができるということですね。

環境大臣意見、地元の意見にもありますけれども、廃河川のところに風車を建てると。土地の関係でそういう形になっているのですが、現地でみた感じでは、片方はそうでもなかったのですが、もう1つの廃河川は、アシ、ヨシがきれいに埋めつくしたような状態になっていますので、要するに重要種の営巣とかいったものも相当あると思いますので、その辺の関係をよく注意して、どういうふうに取り扱ったらよいのかということも検討していただきたいと思います。回避を前提にという厳しい意見が出ていますので、どういうふうになるのかちょっと仕上がりを注目したいと思いますけれども、かなり厳しい意見だと思えます。多分岩木川沿いのところが特に回避の対象になると思います。レイアウトをどういうふうにしたら衝突確率等が一番軽減できるのか等も含めてご検討いただければと思います。単純に計算しただけではその辺の解は出せないと思いますので、もうちょっと細かい調査をされて検討されたほうがよろしいかと思えます。

よろしいでしょうか。一応補足説明資料で検討するということが書いてございますので、その結果を見てまたどういうふうにまとめられるかということできたいと思えますが、よろしければ、取りあえずここで区切りにさせていただきます。

○経産省 ありがとうございます。事業者からまとめて何かコメントすることがあれば、ご発言いただければ有り難いのですが。

○事業者 ありがとうございます。とにかくこれからもうすぐマガンの渡りの季節になってまいりますので、その間を詳細に検討をさせてもらいまして、その検討結果によって今後の事業の可否を判断してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

○経産省 どうも大変ありがとうございました。

それでは、事業者におかれましては、今回顧問の先生からいただきました追加質問等がありましたので、できる限り、希望でございますけれども1週間以内に補足説明資料で回答していただくと大変有り難いと思えますので、ご協力お願いいたします。

事業者様、どうも大変ありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題がおおむね終了いたしました。

本日いただきました顧問からの意見につきましては、今後審査に反映させていただきたいと思っております。具体的には、資源エネルギー庁の浮体式洋上超大型風力発電の方法書につきましては、次回、第2回の顧問会が予定されております。その場で補足説明資料なりを提出して、最終審議をしていただきたいと思いますと思っております。

また、本日ご審議いただきました5件の準備書につきましては、できる限り1週間以内に顧問の方に追加質問に対する回答を送付させていただきたいと思っております。あわせて、本日いただきました顧問からのご意見を踏まえまして、事務局として事務的な審査に移行したいと思っております。

いずれにしても、方法書、準備書に対して追加的にご質問又は助言等がありましたらば、大変お忙しいところ恐縮ですけれども、早目に事務局にご連絡いただければ、よりよい準備書又は評価書にさせていただきたいと事務局として思っておりますので、できる限りそういうご意見を反映したいと思っておりますので、ご協力いただければ大変有り難いと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日、これをもちまして環境審査顧問会風力部会は終了とさせていただきます。大変長い間、どうもありがとうございました。